

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から54年9月まで

私は、A市に転入した後、国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入手続を一緒に行い、送付されてきた納付書により区役所又は金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月にA市に転入した後、54年12月に同市で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、48年1月から52年9月までの期間は時効により納付できない期間であり、52年10月から54年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A市に転入した時点では20歳に達していなかったにもかかわらず、申立当初、同市に住民票を移した時に国民年金に加入したと主張していたほか、申立期間当時は、短期のアルバイトを繰り返していた時期で一定した収入は無く、申立期間の国民年金保険料の金額は記憶していないと申し述べている。

さらに、申立期間は81か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

私は、前夫と離婚した時に、国民年金手帳を見た記憶があるので、前夫が経営する店で事務員をしていた時か、前夫の母親が経営する店を手伝っていた時に、店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立当初、申立期間の国民年金保険料を納付していたのは、申立人自身ではなく、申立人の前夫の母親であったと主張していたほか、申立人自身が国民年金保険料を集金人に納付していたとする場所、納付金額及び納付回数について記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、同居していた申立人の前夫及びその母親と連番で、昭和 36 年 3 月に払い出されたものと推認されるが、申立期間について、申立人の前夫は未納とされている上、申立人の前夫の母親は、いったん未納とされていた申立期間を含む 36 年 4 月から 42 年 6 月までの国民年金保険料を 45 年 2 月にさかのぼって納付していることが市町村の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、申立人の家族が経営していた二つの店に集金人が国民年金保険料の集金に来ていたとは考え難く、このことは、申立人、その前夫及び前夫の母親の申立期間当時の国民年金被保険者名簿によれば、担当する集金人の欄がいずれも空欄となっていることから裏付けられ、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。